

中教審「働き方改革部会」中間まとめ案

教員業務の削減を提案

中央教育審議会（文部科学省の諮問機関）の「学校における働き方改革特別部会」は、主に学校と教員が担ってきた14の業務量の削減と、自治体や地域への業務の振り分けなどを柱とする「中間まとめ案」を12月12日に決定しました。国には英語教員と専門スタッフの充実を求め、教員の残業ルールを決めた給特法（教員給与特別措置法）の見直しは引き続き検討するとしていました。

学校が担うべき業務とは

部会では、基本的考え方として学校が担うべき業務は「学習指導」「生徒指導・進路指導」「学級経営・学校運営」と分類。役割分担や適正化を検討し、登下校時の対応や夜間の見回りなどは自治体や保護者、地域住民が担うべきだとしました。教員の負担感の強い部活動は「法令上の義務とはされていない」と明記し、外部指導員で対応するよう提案。また、一部の学校では授業時数が標準授業時数を大きく上回っていることから「教師の負担増加に直結す

る」と指摘し、配慮を求めました。

勤務時間にも上限を給特法の見直しも

教員は子どもたちと接する仕事のため勤務時間を設定することは難しいとして、通常の公務員とは異なる勤務体系

となつていきます。具体的には、残業などの時間外労働に手当が支払われない代わりに、月給の4%が支給されています。しかし、制度ができた昭和40年代に月に平均8時間ほどだった時間外労働は、その後、大幅に増加しました。

昨年度、文部科学省が行った調査では、時間外労働が「過労死ライン」とされる月80時間を超えるおそれがあるケースが小学校教員の3割以上、中学校教員の6割近くもあることが明らかになりました。さらに、タイムカードなどをを使って退勤時間を記録し

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- 自治体、教育委員会、保護者、地域住民などで対応
- 登下校時の対応
- 放課後から夜間の見回り
- 給食費などの徴収・管理
- 地域ボランティアとの連絡調整

【学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務】

- 事務職員、地域ボランティア、部活動指導員などで対応
- 調査・統計等への回答
- 児童生徒の休み時間の対応
- 校内清掃 部活動

【学校の業務だが負担軽減が可能な業務】

- 事務職員、外部人材、栄養教諭などで対応
- 給食時の対応 授業準備
- 学習評価や成績処理
- 学校行事の準備・運営
- 進路指導
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

みんなで行こう！

第29回

青年フェスタ

日時：2月17日(土)・18日(日)

場所：箕面観光ホテル

【2/17(土)】

記念講演 制野 俊弘さん（和光大学准教授、元中学校教諭）『命と向きあう教室』著者レポート交流会
夕食交流会



【2/18(日)】

「学びと笑いのハッピーフェスタ」

参加費の補助もあります
一緒に楽しく学びましょう！

教員技本増の議論にも注目

委員からは定数の改善を強く求める意見も複数出ました。教員の勤務の長時間化の要因として授業や部活動の時間増

ている学校は小中学校とも3割に満たないなど、その改善が喫緊の課題となっております。特別部会は、タイムカードなどで勤務時間の把握を徹底するよう強調しました。その際、虚偽の記録を残させるなどは「あつてはならない」と念を押しています。文科省に対して、勤務時間の上限の目安を含め、勤務時間のガイドラインを早急に示すべきだとしました。

や不十分な定数措置（教職員不足）を挙げ、業務量に対し教員が足りていないと議論されてきました。8月には2018年度予算で教員や外部支援員を増員するよう緊急提言もしました。

これに対し財務省は、教員の勤務時間がタイムカードなどで管理されていないとして、過労死ラインを超える勤務という実態調査を無視。小学校の英語の授業増に伴う英語教員の増員（2200人）さえ拒否する姿勢を示しています。定数改善による教職員の抜本増の議論は今年1月以降に持ち越されました。長時間労働の解消へ、根本的な議論が望まれます。

